

弁護士 林先生から「事故発生時の対応マニュアルに定めるべき内容」についてお話がございましたが、保険会社の立場からさらに追記すべきポイントについてご説明いたします。

⑤「保護者等への対応」に関する事項 (1) 事故に遭った園児の保護者への対応

初動を誤ったために、解決に時間がかかったり、内容によっては裁判まで発展することもあります（実際に保険会社にて事故受付をしている事案の中にも、初動がうまくいかず長期化した事案も多くございます）。



保護者の心情に配慮しつつ、保護者の意向を丁寧に確認しながらとなりますが、見舞金や見舞品をどのような事案であれば対応するのもマニュアルに追記しておくことをお勧めいたします。また、自園が加入している保険の内容で見舞金や見舞品等の「初期対応費用」が補償されるかも併せて確認しておくとうよいかと思えます。

⑥「報道機関への対応」に関する事項

特に、死亡事故等の重篤な事故の場合に、園の責任の有無にかかわらず、多数の報道機関から取材の申し入れが殺到し、結果として記者会見の場に駆り出される可能性があります。



園の責任者である園長は、記者会見を開く可能性があることを想定しながら、事実関係、再発防止への取組みを整理しておく必要があります。事故や事件が発生した場合のマスコミ対応について、迅速な対応と適切な対策を行う体制構築は一朝一夕でできるものではないため、相談できる窓口を予め作っておくことをお勧めいたします。

・おすすめの保険① 「ほいくのほけん」セットプラン

「ほいくのほけん」セットプランとは、相手方への賠償(見舞金費用付き)、園児のケガの補償をセットでしっかりと補償する「ほいくのほけん」の基幹商品です。園賠償責任保険を単独で加入いただくことと比べ、セットプランでは補償範囲を拡大しており、より大きな安心をお届けしています。

◆ 補償の対象者の範囲 (被保険者)

園およびその役員・保育士・評議員個人に加えて、保育士等の資格取得を目的とした実習生や派遣職員個人までも補償の対象者に含まれますので、補償を受けることができる方が広く安心です。

◆ 支払限度額

どの補償タイプでも**1名につき10億円** (1事故10億円) まで補償することができ、安心です。

◆ 全コースに「初期対応費用」をセット

セットプランであれば、**全てのコースに「初期対応費用」の補償が付いている**ため、初動で対応することができ安心です。

また、通常の見舞金費用の支払限度額は1名あたり10万円ですが、**園児が死亡した事案については、1名あたり100万円**となっており、重篤な事故にも対応しているため、安心です (支払限度額1事故あたり1,000万円)。

・おすすめの保険② 「やくいんのほけん」

「やくいんのほけん」とは、社会福祉法人の役員個人の業務遂行に関する賠償リスクと保育園・認定こども園の評価や評判の毀損に発展しうるリスク（＝レピュテーションリスク）を補償する商品です。記者会見費用等を補償でき、経営トップのリスクをお守りしています。



◆マスコミ対応相談窓口

「やくいんのほけん」には、マスコミ対応時の相談窓口として、**総合PRコンサルティング会社である「共同ピアー社」を選定**しており、必要となる広報対応（想定問答の作成や記者会見実施手順等のコンサルティング）等についてのコンサルティングと対策を受けられるため安心です。

◆マスコミ対応等にかかる費用を広く補償

記者会見費用や社告費用に加えて、**共同ピアー社が行うコンサルティング・対策費用まで補償**することができ、安心です。